



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月26日火曜日 第59号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）... 748

告 示

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 751
 施術機関の指定.....（ " ）... 751
 医療機関の（指定訪問看護事業所等）指定.....（ " ）... 751
 医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 752
 指定医療機関の辞退.....（ " ）... 752
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 752
 介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 752
 介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 752
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）... 752
 指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）... 753
 地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 753
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 753
 解除予定保安林.....（森林整備課）... 753
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示.....（ " ）... 753
 保安林の施業要件を変更する件に係る掲示（2件）.....（ " ）... 754
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 755
 道路の区域変更（県道東予玉川線）.....（東予地方局管理課）... 755
 道路の供用開始（一般国道380号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 755

公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 756

正 誤

平成28年11月22日付け第2827号愛媛県報第1296号（道路の区域変更（県道猪伏西谷線））中.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 756
 平成30年4月27日付け第2970号愛媛県報第468号（道路の供用開始（県道猪伏西谷線））中.....（ " ）... 756

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条、第15条関係）			別表第1（第3条、第15条関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
省略			省略		

全シア ン	検液中に検出さ れないこと。	規格 K 0102の38に定める方法（規格 K 0102の38 .1 .1及び38の備考11に定 める方法を除く。）又は水質汚濁に 係る環境基準について（昭和46年12 月環境庁告示第59号。以下「環境基 準告示」という。）付表 1 に掲げる 方法	全シア ン	検液中に検出さ れないこと。	規格 K 0102の38に定める方法（規格 K 0102の38 .1 .1 _____ に定 める方法を除く。） _____ _____ _____
省略			省略		
六価ク ロム	検液 1 リットル につき0 .05ミリ グラム以下	規格 K 0102の65 .2（規格 K 0102の 65 .2 .7を除く。）に定める方法（た だし、規格 K 0102の65 .2 .6に定める 方法により塩分の濃度の高い試料を 測定する場合にあっては、規格 K 0170 7の7の a）又は b）に定め る操作を行うものとする。）	六価ク ロム	検液 1 リットル につき0 .05ミリ グラム以下	規格 K 0102の65 .2 _____ _____ に定める方法（た だし、規格 K 0102の65 .2 .6に定める 方法により塩分の濃度の高い試料を 測定する場合にあっては、規格 K 0170 7の7の a）又は b）に定め る操作を行うものとする。）
省略			省略		
総水銀	検液 1 リットル につき0 .0005ミ リグラム以下	環境基準告示付表 2 _____ _____ に掲げる方法	総水銀	検液 1 リットル につき0 .0005ミ リグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について （昭和46年12月環境庁告示第59号。 以下「環境基準告示」という。）付 表 1 に掲げる方法
アルキ ル水銀	検液中に検出さ れないこと。	環境基準告示付表 3 及び排水基準告 示付表 3 に掲げる方法	アルキ ル水銀	検液中に検出さ れないこと。	環境基準告示付表 2 及び排水基準告 示付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出さ れないこと。	環境基準告示付表 4 に掲げる方法	P C B	検液中に検出さ れないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
省略			省略		
チウラ ム	検液 1 リットル につき0 .006ミ リグラム以下	環境基準告示付表 5 に掲げる方法	チウラ ム	検液 1 リットル につき0 .006ミ リグラム以下	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジ ン	検液 1 リットル につき0 .003ミ リグラム以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	シマジ ン	検液 1 リットル につき0 .003ミ リグラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベ ンカル ブ	検液 1 リットル につき0 .02ミリ グラム以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	チオベ ンカル ブ	検液 1 リットル につき0 .02ミリ グラム以下	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
省略			省略		
ふっ素	検液 1 リットル につき0 .8ミリ グラム以下	規格 K 0102の34 .1（規格 K 0102の34 の備考 1 を除く。）若しくは34 .4 （妨害となる物質としてハロゲン化 合物又はハロゲン化水素が多量に含 まれる試料を測定する場合にあって は、蒸留試薬溶液として、水約200 ミリリットルに硫酸10ミリリット ル、りん酸60ミリリットル及び塩化 ナトリウム10グラムを溶かした溶液 とグリセリン250ミリリットルを混 合し、水を加えて1 ,000ミリリット ルとしたものを用い、規格 K 0170 6の6 図 2 注記のアルミニウム溶液 のラインを追加する。）に定める方 法又は規格 K 0102の34 .1 .1 c）（注	ふっ素	検液 1 リットル につき0 .8ミリ グラム以下	規格 K 0102の34 .1 _____ _____ 若しくは34 .4 _____ _____ _____ _____ _____ _____ に定める方 法又は規格 K 0102の34 .1 c）（注 ⁶ ）

		(²)第3文及び規格 K 0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
省略		
1,4 ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考 省略

別表第2(第4条、第14条関係)

項目	基準値	測定方法
省略		
全シアン	検出されないこと。	規格 K 0102の38.1.2(規格 K 0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格 K 0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
省略		
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2(規格 K 0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格 K 0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170 7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
省略		
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
省略		
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
省略		

		第3文 __を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない__ __場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
省略		
1,4 ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

備考 省略

別表第2(第4条、第14条関係)

項目	基準値	測定方法
省略		
全シアン	検出されないこと。	規格 K 0102の38.1.2____ ____及び 38.2に定める方法、規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.5に定める方法____ ____
省略		
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K 0102の65.2____ ____に定める方法(ただし、規格 K 0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K 0170 7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
省略		
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
省略		
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
省略		

ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1(規格 K 0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格 K 0170の6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K 0102の34.1.c)(注 ⁽²⁾ 第3文及び規格 K 0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
省略		
1,4ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考 省略

ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K 0102の34.1 _____ _____若しくは34.4 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に定める方法又は規格 K 0102の34.1.c)(注 ⁽⁶⁾ 第3文 _____を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない _____場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
省略		
1,4ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第760号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
長谷歯科医院	大洲市田口甲364番地第5	令和元年10月1日

○愛媛県告示第761号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

氏名	施 術 所		指 定 年月日
	名 称	所 在 地	
山下泰寛	今治東接骨院	今治市桜井2丁目1-1	令和元年11月1日

○愛媛県告示第762号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	訪問看護ステーションアロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年10月1日

○愛媛県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
上 須 戒 診 療 所	大洲市上須戒甲1276番地の1	令和元年9月30日
長 谷 歯 科 医 院	大洲市田口甲364番地第5	令和元年9月30日
山 本 医 院	八幡浜市1579番地の50	令和元年9月30日
有限会社佐々木薬局	今治市本町二丁目2番地5	令和元年10月15日

牧 野 皮 フ 科	八幡浜市広瀬二丁目1-43	令和元年10月20日
-----------	---------------	------------

○愛媛県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
きむら歯科医院	今治市波方町小部甲635番地1	令和元年9月27日
ファミリー薬局土居店	四国中央市土居町蕪崎303番地3	令和元年10月1日

○愛媛県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社うぐいす	西条市下島山甲2670番地2	居宅介護支援事業所うぐいす	西条市下島山甲2670番地2	令和元年10月30日

○愛媛県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	公益財団法人正光会小規模多機能型居宅介護事業所アロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年9月30日

○愛媛県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	公益財団法人正光会小規模多機能型居宅介護事業所アロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年9月30日

○愛媛県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサービスセンター「結い」	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年6月1日
		(変更前) 公益財団法人正光会デイサービスセンター「結い」じょうへん		

○愛媛県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	(変更後) 公益財団法人正光会デイサービスセンター「結い」	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年6月1日
		(変更前) 公益財団法人正光会デイサービスセンター「結い」じょうへん		

○愛媛県告示第770号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
四国中央市	川滝町下山・領家3	平成29年度から平成30年度まで	四国中央市（川滝町下山・領家3）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	土居町上野9	平成28年度から平成30年度まで	四国中央市（土居町上野9）の地籍図及び地籍簿
大 洲 市	沖浦第5計画区	平成28年度から平成30年度まで	大洲市（長浜町沖浦の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和元年11月26日

○愛媛県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、北宇和郡松野町大字吉野地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・梁瀬下地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年11月27日から12月24日まで

3 縦覧場所

松野町役場

○愛媛県告示第772号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

宇和島市遊子976の4

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第773号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年10月愛媛県告示第566号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Contains 30 rows of land ownership information.

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Contains 8 rows of land ownership information.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第774号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年10月農林水産省告示第1016号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Contains 2 rows of land ownership information.

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第775号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年10月農林水産省告示第1016号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

Table with 3 columns: 保安林の所在場所, 不明又は所在が不明である通知の相手方, 備考. Rows list specific locations in Utsunomiya City and their owners.

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

宇和島市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第776号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

中村(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成31年1月愛媛県告示第58号)中村の項で指定した標柱4号、標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱13号を町道中村線北西側官民境界線で結んだ線、標柱13号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱22号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

Table with 4 columns: 市町, 東川, 地番, 標柱. Lists specific land parcels and marker numbers.

○愛媛県告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考. Details road expansion project in Utsunomiya City.

○愛媛県告示第778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町大平306番2から 同町大平429番4まで	令和元年11月26日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月26日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
遠隔操作型内視鏡下手術支援ロボットシステム 1式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年10月29日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区平河町二丁目7番5号砂防会館本館7階	7,004,360円	一般競争入札	令和元年9月6日

正 誤

○正 誤

平成28年11月22日付け第2827号愛媛県告示第1296号(道路の区域変更(県道猪伏西谷線))中

ページ	箇所	誤	正
928	表 区間欄 旧中	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏	上浮穴郡久万高原町西谷字高野
928	表 区間欄 新中	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏	上浮穴郡久万高原町西谷字高野

○正 誤

平成30年4月27日付け第2970号愛媛県告示第468号(道路の供用開始(県道猪伏西谷線))中

ページ	箇所	誤	正
347	表 区間欄中	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏	上浮穴郡久万高原町西谷字高野